

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小中学校、高校、特別支援学校を2020年3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する内容を盛り込んだ通知が出されました。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払いもどしされるお客様については、特例によりそのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして、弊社の規定により計算した額（次ページの「定期券の計算方法」参照）を、払いもどしいたします（所定の手数料がかかります）。

なお、この取扱いは当該通学定期券の購入日から1年間以内であればお受けいただくことが可能です。駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願ひいたします。

- 通学定期券には、新幹線定期券（FREX パル）を含みます。
- 大学生相当（大学・大学校・専門学校等）の通学定期券及び通勤定期券の払いもどしは、通常どおり駅窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を払いもどしいたします（所定の手数料がかかります）。
- 最終登校日の翌日以降に定期券を使用した場合は、このお取扱いができませんのでご注意ください。

西日本旅客鉄道株式会社

定期券の払戻額の計算方法

● 定期券の払戻額の計算方法

例：最終登校日が2月28日だった場合

① 2/28以降、定期券の残りの有効期間が1カ月未満の場合

⇒ 払戻額はありません。

② 2/28以降、定期券の残りの有効期間が1カ月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

ただし、払戻額がない場合もありますのであらかじめご了承ください。

払戻額 = 通常の定期運賃（券面の金額） - 使用済月数に相当する定期運賃 - 手数料 220円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1カ月または3カ月の定期運賃を組み合わせて算出します。1カ月未満の日数は、1カ月使用したものとして計算します。

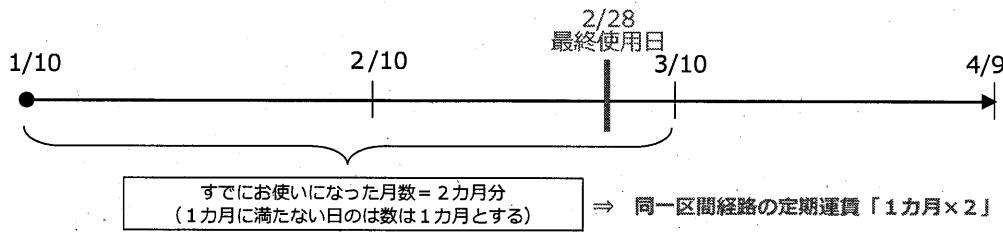
| 使用した月数 | 1カ月 | 2カ月 | 3カ月 | 4カ月 | 5カ月 |
|-----------------|-----|-------|-----|---------|-----------|
| 算出に使用する月数の組み合わせ | 1カ月 | 1カ月×2 | 3カ月 | 1カ月+3カ月 | 1カ月×2+3カ月 |

計算例

2020年1月10日から3カ月有効の 大阪 ⇄ 高槻（JR京都線経由）通学定期券[高校生]の場合

⇒ 2/28を最終登校日とみなし、発売額から既に使用した2カ月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 15,510円（発売額） - (5,450円（1カ月）×2) - 220円（手数料） = 4,390円払いもどし



● 有効開始日から7日以内の取り扱い

有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどしいたします。

計算例：2020年2月25日から1カ月有効の 大阪 ⇄ 高槻（JR京都線経由）通学定期券[高校生]の場合

⇒ 2/28に払いもどし申し出があった場合、発売額から既に使用した4日間分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 5,450円（発売額） - (520円（往復普通運賃）×4日) - 220円（手数料） = 3,150円払いもどし

● 参考

※ 定期券の払いもどし条件については、こちらも併せてご覧ください。

※ 定期券の1・3・6カ月のそれぞれの定期運賃はこちらでお調べいただくことができます。